

# 労働条件不利益変更の手法と実務

## ～ 合理性のある就業規則等の変更をわかりやすく解説 ～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・(一社) 品川労働基準協会  
(一社) 大田労働基準協会・渋谷労働基準協会

パート・有期労働法の均衡・均等待遇への対応として賃金制度や退職金制度の変更や、労働契約法による無期契約転換労働者の労働条件の変更も必要となっています。また、労働基準法に対応して今までの特別休暇を年次有給休暇に置き替えようとする動きもあります。

しかし、現行の就業規則等を不用意に変更すると、労働条件の不利益変更が問題となります。新進気鋭の弁護士が、最新の裁判例などをもとに労働条件の不利益変更を行う際の手法と実務について説明いたします。

- 1 日時 2019年12月11日(水) 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター  
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏 (中山・男澤法律事務所)
- 4 内容 賃金制度、諸手当、賞与、退職金の変更  
労働時間、休日、休暇の変更  
定年延長と処遇の変更 など
- 5 受講料 協会会員4,000円 それ以外の方6,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等



- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax 03-3451-7692 して下さい。
- ②申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から12月4日まで2週間ない場合は12月4日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 1211 OOカイシャ等)			

- ③受講の取消12月4日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。
- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>  
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

\*この講習は三田、品川、大田、渋谷労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

